

# 平成22年度 **事業報告書**

 **西多摩地域広域行政圏協議会**



## 目 次

1	会 議 等	
( 1 )	会議等開催状況 .....	1
( 2 )	会議等内容 .....	2
2	部会および分科会の活動等 .....	8
3	要望行動	
( 1 )	青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望 .....	9
( 2 )	東京電力株式会社の計画停電に伴う鉄道事業者への緊急要望 .....	22
4	共同事業	
( 1 )	西摩地域広域行政圏体育大会.....	24
( 2 )	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業.....	32
( 3 )	西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業.....	36
( 4 )	西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業 .....	37
5	西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの運用 .....	40
6	後援名義の使用承認 .....	41
7	平成22年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算.....	43
( 1 )	総括表 .....	43
( 2 )	歳入歳出決算事項別明細書	
ア	一般会計 .....	44
イ	西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計 .....	46
ウ	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計 .....	47
エ	西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業特別会計・.....	48
8	実施計画事業に対する財源確保状況	
( 1 )	東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	
ア	共同事業 .....	49
イ	個別事業 .....	50
9	西多摩地域広域行政圏計画策定 .....	51
付	属 資 料 .....	52
	西多摩地域広域行政圏協議会規約	
	西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程	
	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程	
	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程	
	西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程	
	西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領	
	西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領	
	西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領	
	西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領	
	西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領	
	西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿	
	西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿	
	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会名簿	
	西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿	



## 1 会議等

### ( 1 ) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	5
5	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	5
6	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会、分科会）	6
7	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会、分科会）	6
8	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会）	2
9	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会・担当者会）	6
10	西多摩地域広域行政圏協議会環境部会（部会）	2
11	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会	7
12	西多摩地域広域行政圏協議会計画策定検討会議（検討会議・事務作業部会）	8

( 2 ) 会議等内容

年月日	会 議 名	会 議 内 容
22.4.22	第 1 回 開発部会 「公共交通問題分科会」	1 青梅線、五日市線及び八高線にかかる改善要望について
4.22	第 157 回 幹事会 第 177 回 事務局会議	1 平成 22 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について 2 視察研修について
4.22	第 1 回 計画策定検討会議	1 計画の策定方針について 2 計画策定の体制とスケジュールについて 3 第 1 回作業部会に向けた事前調査のお願い
5.19	第 1 回 教育文化部会 「図書館分科会」	1 平成 22 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について 2 ポスター及びパンフレット(改訂版)の作成について
5.20	第 1 回 計画策定事務作業部会	1 計画の策定方針について 2 計画策定の体制とスケジュールについて 3 後期基本計画の発展課題と現状や取組みの評価について 4 西多摩地域の連携テーマについて
5.26	第 1 回 西多摩図書館担当者連絡会議	1 広域利用周知用ポスター(改訂版)の作成について 2 広域利用周知用パンフレット(改訂版)の作成について 3 広域利用事業の課題について
6.16	第 2 回 西多摩図書館担当者連絡会議	1 広域利用周知用ポスター(改訂版)の校正について 2 広域利用周知用パンフレット(改訂版)の校正について 3 広域利用事業の課題について
6.17	第 2 回 計画策定事務作業部会	1 検討課題の確認 2 後期基本計画の発展と現状や取組みの評価について 3 西多摩地域の戦略的連携テーマについて

年月日	会 議 名	会 議 内 容
6.18	体育大会第1回準備委員会	1 引継ぎ・申し送り事項について 2 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会について (1) 大会開催要項の確認 (2) 大会委員会会則の確認 (3) 実行委員会会則の確認 (4) 大会実施要項(案) (5) 競技種目別開催会場(案) (6) 予算(案) (7) 実行委員会役職(案) (8) 大会組織図 (9) 総合開会式兼前夜祭実施要項(案) (10) 総合閉会式実施要項(案) (11) 参加賞 (12) 賞状文について 3 大会顧問と来賓あいさつについて 4 今後の日程について
6.24	第2回 開発部会 「公共交通問題分科会」	1 平成22年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 2 要望行動(日程、要望団の編成)について
6.24	第158回 幹事会 第178回 事務局会議	1 平成21年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 平成22年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望(案)について 3 西多摩地域広域行政圏計画について
6.24	第2回 計画策定検討会議	1 後期基本計画とこれまでの取り組み評価について 2 西多摩地域の戦略的連携テーマ(たたき台)について 3 その他
7.1	第69回 副市町村長会	1 平成21年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算(案)について 2 平成22年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について 3 平成25年度の体育大会の取り扱いについて
7.8	第76回 協議会	1 平成21年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算(案)について 2 平成22年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について 3 平成25年度の体育大会の取り扱いについて
7.15	審議会	1 平成21年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算について 2 平成22年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について 3 西多摩地域広域行政圏計画の策定について

年月日	会議名	会議内容
7.16	体育大会第1回大会委員会	1 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会について (1) 大会委員会名簿 (2) 大会実施要項(案) (3) 競技種目別開催会場(案) (4) 総合開会式兼前夜祭実施要項(案) (5) 総合閉会式実施要項(案) (6) 大会予算(案) (7) 大会開催要項 (8) 大会委員会会則 (9) 大会実行委員会会則 (10) 大会組織図
7.28	第3回 計画策定事務作業部会	1 西多摩地域の戦略的連携テーマの検討経緯について 2 西多摩地域の戦略的連携テーマ(修正版)について 3 新しい西多摩地域広域行政圏計画の構成イメージについて 4 戦略的連携テーマに沿った取り組みについて
7.30	第1回 生活部会「保健医療分科会」	1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査について (1) 会議のテーマと業務スケジュール案 (2) 調査実施項目の詳細について (3) 病院長等ヒアリング概要案
8.23	第4回 計画策定事務作業部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案(たたき台)について
8.26	J R 三線改善要望行動	青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について
8.27	第3回 計画策定検討会議	1 西多摩地域広域行政圏計画素案(たたき台)について 2 掲載写真の提供について
8.27	体育大会第1回実行委員会	1 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会について (1) 大会開催要項 (2) 大会委員会会則・大会委員会名簿 (3) 実行委員会会則・実行委員会名簿(案) (4) 総務部会名簿(案)・競技部会名簿(案) (5) 大会組織図 (6) 大会実施要項 (7) 競技種目別開催会場 (8) 総合開会式兼前夜祭実施要項 (9) 総合閉会式実施要項 (10) 大会予算 (11) 競技種目別運営委託料

年月日	会 議 名	会 議 内 容
9.21	第 1 回 開発部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について
9.21	第 1 回 教育文化部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について
9.21	第 1 回 生活部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について
9.22	第 1 回 環境部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について
9.22	第 1 回 産業部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について 2 平成 23 年度事業（入込観光客数調査）について
10.5	第 2 回 教育文化部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）の意見集約について
10.5	第 2 回 産業部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）について 2 平成 23 年度事業（入込観光客数調査）について (1) 調査地点について (2) 予算について
10.7	第 2 回 開発部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）の意見集約について
10.7	第 2 回 環境部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）の意見集約について
10.7	第 2 回 生活部会	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）の意見集約について
10.19	第 159 回 幹事会 第 179 回 事務局会議	1 平成 23 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）および予算（案）について
10.19	第 4 回 計画策定検討会議	1 西多摩地域広域行政圏計画素案（たたき台）分野別検討部会の意見集約について
10.21	第 2 回 教育文化部会 「図書館分科会」	1 平成 23 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）および予算（案）について 2 図書館広域利用事業に関する情報交換

年月日	会 議 名	会 議 内 容
11.2	体育大会第2回実行委員会	1 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会の内容について (1) 日程及び競技会場について (2) 総合開会式兼前夜祭について (3) 総合閉会式について (4) 各競技申込状況について (5) 総合プログラムについて (6) 賞状の書き方について (7) 競技種目別委託料について (8) 大会役員用帽子の配付について (9) 各競技への配付物について
11.5	体育大会第2回大会委員会	1 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について (1) 競技会場・開始時間等について (2) 競技参加チーム数・参加選手について (3) 総合開会式兼前夜祭実施要領について (4) 総合閉会式実施要領について (5) 総合プログラム・競技プログラムの配付について (6) 大会派遣費・委託金・役員弁当代等について (7) 大会帽子配付一覧について
11.5	第2回 生活部会「保健医療分科会」	1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査について (1) 病院院長・副院長・事務長ヒアリング報告 (2) ヒアリングの整理 (3) 検討の方向性について
11.25	第160回 幹事会 第180回 事務局会議	1 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 西多摩地域広域行政圏計画素案パブリックコメント実施結果について
12.24	第3回 生活部会「保健医療分科会」	1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査について (1) 報告書案について (2) 検討事項と進め方について
23.1.17	第4回 生活部会「保健医療分科会」	1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査報告書(案)について
1.25	第161回 幹事会 第181回 事務局会議	1 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 西多摩地域広域行政圏計画原案について 3 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査報告書(案)について
2.2	第70回 副市長村長会	1 平成23年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)及び予算(案)について 2 西多摩地域広域行政圏計画原案について 3 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査報告書(案)について

年月日	会 議 名	会 議 内 容
2.7	第 77 回 協議会	1 平成 23 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について 2 西多摩地域広域行政圏計画原案について 3 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査報告書（案）について
2.16	審議会	1 平成 23 年度西多摩地域広域行政圏協議会予算（案）について 2 西多摩地域広域行政圏計画原案について
2.26	体育大会第 3 回実行委員会	1 第 20 回西多摩地域広域行政圏体育大会について ( 1 ) 大会結果の報告 ( 2 ) 参加チーム数・参加選手数の報告 ( 3 ) 総合開会式兼前夜祭及び閉会式の出欠状況報告 ( 4 ) 大会収支決算及び前夜祭収支決算について ( 5 ) 会議状況等について ( 6 ) 申し送り事項等について ( 7 ) その他
3.31	J R 三線改善要望行動	1 計画停電による青梅線（拝島駅以西）・五日市線・八高線に関する緊急要望書の提出について
4.27	体育大会第 3 回大会委員会	1 第 20 回西多摩地域広域行政圏体育大会について ( 1 ) 大会結果の報告 ( 2 ) 参加チーム数・参加選手数の報告 ( 3 ) 総合開会式兼前夜祭及び閉会式の出欠状況報告 ( 4 ) 大会収支決算及び前夜祭収支決算について ( 5 ) 会議状況等について ( 6 ) 申し送り事項等について ( 7 ) その他 2 第 21 回西多摩地域広域行政圏体育大会について

## 2 部会および分科会の活動等

### (1) 部会および分科会

#### ア 開発部会

- ・公共交通問題分科会
- ・都市整備分科会

#### イ 生活部会

- ・福祉分科会
- ・保健医療分科会
- ・介護保険分科会

#### ウ 産業部会

#### エ 教育文化部会

- ・芸術文化鑑賞事業分科会
- ・西多摩美術展分科会
- ・社会教育分科会
- ・体育大会分科会
- ・図書館分科会

#### オ 環境部会

- ・ごみ分科会

### (2) 活動等

#### ア 開発部会（部会・分科会）

西多摩地域広域行政圏計画の策定に向けて検討を行った。

また、公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるJR3線の改善策について、引き続き検討を行った。

#### イ 産業部会（部会）

西多摩地域広域行政圏計画の策定に向けて検討を行った。

また、23年度事業「入込観光客数調査」について検討を行った。

#### ウ 教育文化部会（部会・分科会・担当者会）

西多摩地域広域行政圏計画の策定に向けて検討を行った。

また、図書館分科会では、平成22年度共同事業および23年度共同事業(案)の検討および西多摩地域市町村立図書館広域利用事業に関する情報交換を行い、図書館担当者連絡会議では、広域利用周知用ポスター、パンフレットの改訂版作成および広域利用事業の課題について検討を行った。

#### エ 生活部会（部会・分科会）

西多摩地域広域行政圏計画の策定に向けて検討を行った。

また、保健医療分科会では、西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査について検討を行った。

#### オ 環境部会（部会）

西多摩地域広域行政圏計画の策定に向けて検討を行った。

### 3 要望行動

#### (1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

##### ア 要望書の提出等

青梅線、五日市線および八高線の改善について、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ平成22年8月26日付で要望書を提出した。

#### [ 要望書 ]

22西広協発第29号

平成22年8月26日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 出口 秀 已 殿

西多摩地域広域行政圏協議会

会 長 竹 内 俊 夫

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について

残暑の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以 上

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

1 重点要望事項

(1) 総括

中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線などの輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対し要望してまいりました。

その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業については、平成7年11月の事業認可告示により事業が本格的に開始され、平成11年3月に着工され、今年度末には高架化が完了する予定です。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線、八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認いたしました。今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手を要望いたします。

(2) 青梅線の改善について

項 目	内 容
1 青梅線の輸送力増強	<p>青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強が必要不可欠です。ついでには、次の改善に積極的な対応をお願いしたい。</p> <p>(1) 中央線直通電車の増発要望</p> <p>ア【上り】</p> <p>(ア) 青梅発東京行き直通電車の増発 (継続)</p> <p>(イ) 通勤特別快速の増発 (現在、6時台1本、7時台1本) (継続)</p> <p>(ウ) 特別快速の運転時間帯(夕・夜間)拡大と増発 (現在、9時台から14時台まで1時間に1本、18時台1本。) (継続)</p> <p>(エ) 奥多摩発東京行き直通電車の増発 (継続)</p> <p>イ【下り】</p> <p>(ア) 東京発青梅行き直通電車の増発 (継続)</p> <p>(イ) 通勤特別快速の増発 (継続)</p> <p>(現在、17時台から20時台まで5本)</p> <p>(ウ) 特別快速の運転時間帯(夕・夜間)の拡大と増発 (現在は、10時台から15時台に1時間に各1本、14時台は2本、22時台に1本) (継続)</p> <p>(エ) 東京発青梅行き直通電車の奥多摩までの延長 (継続)</p>

( 2 ) 青梅以西の充実要望

ア 立川・奥多摩間直通電車の増発（青梅駅における系統分離（分離運転）の解消）

現在、上下各 3 1 本が青梅駅を境に分離運転（直通は、上り 7 本、下り 5 本）となっているが、青梅以西の利用客のため、直通電車（立川・奥多摩間）の運行本数増を図りたい。（継続）

系統分離は、平成 8 年 3 月の改正で初めて実施されたが、利用者から不満の声が多いことから、青梅駅における系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保を願いたい。また、東京直通との接続は考慮されたものの、運転本数のほとんどが青梅駅止まりの乗り換えとなり、平日では平均約 5 分、最大 1 0 分の待ち時間を生じ不便をきたしていることから、この時間を短縮し青梅駅以西の利用者の利便性向上にご配慮を願いたい。（継続）

イ 青梅・奥多摩間の増発

通勤・通学者の利便を図るため、6 時～9 時台と 1 7 時～1 8 時台の 2 0 分間隔運転、2 1 時～2 3 時台の 3 0 分間隔運転の実現を図りたい。（継続）

特に帰宅を急ぐ利用者からの要望が長年にわたり強い 1 7 時台、2 1 時台、2 2 時台の奥多摩行きを是非検討願いたい。（継続）

また、特に 2 1 時以降の奥多摩行きは、1 時間に 1 本のため利用者にとって大変な不便を来している。今後、奥多摩町の発展のためには、電車の増発による通勤の利便性の向上は緊急の課題であり、現在の状況ではますます若者の転出が続き過疎化の進行が懸念されるため、是非とも増発を願いたい。（継続）

( 3 ) 青梅ライナーの改善

おはようライナー（現在、6 時台 1 本：青梅駅発）、ホームライナー（現在、2 0 時台 1 本、2 1 時台 1 本：東京駅発）の増発を図りたい。

また、拝島駅以西の各駅に停車し、利便性の向上を図りたい。特に、福生駅については、瑞穂、あきる野方面からのバス交通との結節点となっており、通勤者が多い駅なので、ご配慮願いたい。羽村駅、小作駅、東青梅駅についても、通勤者が多い駅なので、ご配慮願いたい。（継続）

( 4 ) 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう青梅発の始発時間を早められたい。（継続）

( 5 ) 御嶽駅止まり列車を奥多摩駅まで運行実施

現在、平日、土曜・休日に拘わらず 2 2 時の時間帯に青梅駅発御嶽駅止まりの列車が運行されているが、奥多摩町の住民にとっては、町の玄関口手前駅の御嶽駅で降ろされ、3 0 分程度待たなければ奥多摩駅行きが来ないという状況になっていきますので、是非とも御嶽駅止まりを終着駅の奥多摩駅まで運行願いたい。

（継続）

<p>2 牛浜駅の改善</p>	<p>牛浜駅の橋上駅舎化は青梅線内で最も早く（昭和36年）レール骨組み構造で作られ、既に48年が経過し老朽化している。</p> <p>駅舎の耐震やバリアフリーの問題を解決し、利用者の安全を図るため駅舎の建替えを願いたい。</p> <p style="text-align: right;">（継続）</p>
<p>3 東青梅駅の改善</p>	<p>東青梅駅の橋上駅舎は昭和39年3月にレール骨組み構造で橋上化され、すでに40年以上経過している。</p> <p>駅舎のバリアフリーの問題を解決し、利用者の安全を図るため駅舎の建替えを願いたい。</p> <p style="text-align: right;">（継続）</p>

( 3 ) 五日市線の改善について

項 目	内 容
<p>1 五日市線の複線化を早期実現されたい。</p>	<p>現在のJR五日市線は、単線の6両編成で運行されておりますが、近年、相次いで沿線に大型事業所が開設され、乗客が増加傾向にあります。特に武蔵引田駅に近接して開設された事業所には、1500名強の従業員が通勤しており、また、1日当たり300名程度の来所者がJRを利用しています。</p> <p>将来においては、本事業所がグループの主要拠点として位置付けられていることから、今後の事業計画により一層の利用者の増加が見込まれます。</p> <p>さらに、武蔵引田駅北側には大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進んでおり、武蔵引田駅の利用者は、今後、ますます増加することが想定されます。</p> <p>また、この沿線地域には秋留台地域などの開発適地が残されており、今年4月末には秋川駅北口に温浴施設が開設されました。このように、土地利用が図られることに伴い、今後、人口並びに利用者の増大が予想されることから、JR五日市線への依存度も高まることが考えられ、沿線住民より輸送力の早期増強を望む声が高まっています。</p> <p>一方、これまでJR五日市線沿線の5自治体（昭島市、福生市、あきる野市、日の出町及び檜原村）では、増大する旅客需要に対する輸送方策について検討するとともに、鉄道整備に対し協力と支援を行う仕組みを具体的に作り上げていくため、JR五日市線複線化促進協議会を組織し、早期複線化および駅施設機能の拡充・改善に向けた調査、要望活動等を積極的に行ってきました。</p> <p>平成6、7年度にはJR五日市線改善促進調査を実施し、これを受け、平成9、10年度に熊川駅周辺整備計画調査、平成13年度には武蔵引田駅周辺基本計画調査を行い、駅施設の改良等を検討しております。</p> <p>また、東京都からは、JR五日市線の複線化について「ネットワーク拡大の視点から整備の必要性が高い路線」として高い評価をいただいております。国の運輸政策審議会の答申においては、既設路線の改良等の事業として、JR五日市線の輸送力の増強が位置付けられております。</p> <p>つきましては、以上の状況をご理解いただき、次の事項を要望する。</p> <p>( 1 ) 東秋留駅の改善</p> <p>東秋留駅は、島式ホーム1面で、駅舎及びホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険であり、駅利用者の安全確保のため、駅施設の改善計画を早期に検討するとともに、下り線停車時に一時的に遮断機を上げるなどの対策を図られたい。 ( 継続 )</p> <p>( 2 ) 武蔵引田駅の整備</p> <p>武蔵引田駅周辺には、既に開設している大型事業所のほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあり、今後、駅利用者の更なる増加が想定されていることから、駅施設の整備は緊急</p>

	<p>を要しております。</p> <p>また、あきる野市でも現在、駅周辺の土地区画整理事業を計画していることから、行き違い施設（上下線ホーム）の新設や駅舎整備を図られたい。（継続）</p> <p>（３）ＪＲ五日市線の施設整備</p> <p>ＪＲ五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホームの延伸ホーム全域を覆う屋根の設置及び車両交換施設等の整備を図られたい。（継続）</p>
<p>２ 利用者の利便性向上</p>	<p>ＪＲ五日市線利用者から利便性向上についての要望が多く寄せられているので、次の事項を要望する。</p> <p>（１）電車の増発と直通運転</p> <p>通勤、通学など、朝夕の通勤時間帯のラッシュ時には身動きができないほど混雑しているため、混雑を緩和し、利用者の負担を軽減するため、増発を図られたい。また、午前１０時から午後５時までの時間帯は、上下とも概ね３本程度の運行であり、全て拝島駅止まりであるため、この時間帯の電車の増発とともに、立川又は東京までの直通運転を図られたい。（継続）</p> <p>また、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上を図られたい。（継続）</p> <p>（２）拝島駅での乗り継ぎ時間の確保</p> <p>拝島駅での乗り継ぎに際し、五日市線上り電車が拝島駅に到着した際、青梅線、八高線及び西武線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯がある。</p> <p>また、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後、五日市線への乗り継ぎの時間が確保されていない時間帯や、発車間隔が２５分以上空いている時間帯があり、住民からの苦情が寄せられているため、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保を図られたい。（継続）</p>
<p>３ 柵を改良されたい。</p>	<p>五日市線の土手に設置されている柵については、福生第三中学校付近の一部を除き、児童でも簡単に超えられる高さであるため、事故防止対策として高い柵に改良願いたい。（継続）</p>

( 4 ) 八高線の改善について

項 目	内 容
<p>1 JR車両基地整備および八高線複線化(増発)の早期実現を図られたい。</p>	<p>瑞穂町では、第3次長期総合計画(平成13年度～22年度)において公共交通整備として、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業にあわせ、JR車両基地整備及び八高線複線化を促進することとしている。また、東京都が駅東口の整備に着手するなど、新駅舎となったJR箱根ヶ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めている。</p> <p>多摩都市モノレールについても、運輸政策審議会答申において、2015年までに箱根ヶ崎駅までの延伸が位置づけられている。また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県(首都圏)を結ぶ路線として、益々重要となる。</p> <p>循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きい。</p> <p>平成20年3月のダイヤ改正により東京駅発箱根ヶ崎行直通電車が新設される等、利用者の利便性が向上したが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望する。</p> <p>(1) JR車両基地整備促進</p> <p>「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携し、車両基地整備の具体的計画の推進と早期整備を図られたい。(継続)</p> <p>(2) 八高線増便と複線化促進</p> <p>八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ヶ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時ホーム上及び電車内の混雑率は依然として高い。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねない。</p> <p>住民アンケートにおいても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望する。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化を図られたい。(継続)</p> <p>(3) 八高線新駅設置</p> <p>箱根ヶ崎・金子間、東福生・箱根ヶ崎間に新駅の設置を要望する。特に箱根ヶ崎・金子間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせて設置を要望する。</p> <p>また、東京都は、「10年後の東京」で圏央道沿いの多摩地域を多摩シリコンバレーと位置づけ「東京構想2000」及び「多摩の将来像2001」の中では、その圏央道青梅インターチェンジ付近を物流拠点として形成する構想を打ち出しており、箱根ヶ崎・金子間の新駅については、物流拠点に携わる人々の直近の通勤駅として重要なものとなる。(継続)</p>

( 5 ) 三線共通の改善について

項 目	内 容
<p>1 駅構内のバリアフリー化を推進されたい。</p>	<p>( 1 ) 「東京都福祉のまちづくり条例」のうち、高齢者・障害者等が円滑に施設を利用できる施設の整備に関する規定が平成 8 年 9 月に施行され、施設所有者は、これに対応して整備に努めることとなった。</p> <p>については、駅舎もその対象になっていることから、駅構内のバリアフリー化（車椅子対応エレベーター、スロープ、点字ブロック、身障者用トイレの設置など）を推進するとともに、人員の体制整備を図り、全ての人にやさしい駅舎として整備願いたい。</p> <p style="text-align: right;">( 継続 )</p> <p>( 2 ) ホームと電車昇降口床面との水平化を図るなど、交通弱者に配慮した取組みを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">( 継続 )</p>
<p>2 早朝からの電車利用者に対応する駅員を配置されたい。</p>	<p>管理駅以外の駅では、早朝、駅員が不在となっており、利用者、特に高齢者などが問い合わせができず不便を強いられている。このため、すべての駅で早朝からの駅員配置体制を整備願いたい。</p> <p style="text-align: right;">( 継続 )</p>
<p>3 安心して駅を利用するため、A E D の設置を促進されたい</p>	<p>J R 東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などに A E D を設置することとしている。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっている。</p> <p>しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であるため、この基準に関わらず全ての駅に設置を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">( 継続 )</p>

## 2 その他の要望事項

### (1) 青梅線の施設改善について

#### ア ホーム等の改修・改善

##### (ア) ユニバーサルデザインの推進

高齢化社会を迎えるなど一層のユニバーサルデザイン化が求められている。施設改善に努められたい。特に御嶽駅については、観光地の玄関口でもあり、高齢者の利用も増加しているため、エレベーターの設置など検討願いたい。

(継続)(青梅市)

##### (イ) ホームの直線化

軍畑駅、日向和田駅、川井駅および奥多摩駅はホームが曲線となっているため、乗降の際危険である。ホームの直線化を検討願いたい。なおそれまでの間、乗降客の転落防止等の対策を講じられたい。

(継続)(青梅市)(奥多摩町)

##### (ウ) ホーム等の屋根設置

市内各駅のホームには一部しか屋根がないため、雪や雨の時は転倒の危険である。児童生徒も通学に利用しているためホーム全体を覆う屋根の設置を要望する。

(継続)(青梅市)

##### (エ) トイレの快適性向上

青梅線各駅は、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう施設の改善等検討願いたい。

特に二俣尾駅については、男女共用のため早急な改善を要望します。

(継続)(青梅市)

##### (オ) 河辺駅

エレベーターの設置により利便性の向上が図られたが、これにより、設置部分が狭隘化した。危険防止の面から対策を検討願いたい。

(継続)(青梅市)

#### イ 青梅駅以西の無人駅の解消

利用者の利便性向上と安全確保のため、昭和46年以来無人駅となっている宮ノ平、石神前、軍畑、沢井、川井および白丸の各駅に駅員の配置を願いたい。また、日向和田、二俣尾、古里および鳩ノ巣駅の半日勤務を全日勤務に変更するなど駅員不在時間の解消を検討されたい。

(継続)(青梅市)(奥多摩町)

#### ウ 駅員の早朝勤務体制の改善

平成19年2月から管理駅以外の駅では始発から午前6時30分までの間、駅員が不在となった。利用者の安全面および車いす等を利用する乗客への対応などから、従前の勤務体制に改善されたい。

また、児童の通学時間にはホームに人員を配置してより安全に配慮していただきたい。 ( 継続 )( 青梅市 )

#### エ 「四季彩号」など特色ある電車の運行

平成13年12月1日のダイヤ改正以来、展望型列車「四季彩号」が青梅・奥多摩間を土、日、祝日に1日7本上下運行されてきた。この展望型列車「四季彩号」の運行については、平成21年7月20日に廃止されましたが、利用者から大変な好評をいただいていたので、今後この車両に代わる特色ある電車の運行を強く要望する。 ( 継続 )( 奥多摩町 )( 青梅市 )

#### オ 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車

羽村周辺には、動物公園と羽村の堰、玉川上水があり、市外からも多くの人々が訪れている。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されている。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日(6日間)について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加している。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、更に利用者を増加させるために本数の増加を図られたい。 ( 継続 )( 羽村市 )

#### カ 中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転

中央線下り終電車が立川駅に到着する午前1時過ぎには、既に青梅線終電車は発車している。青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転を願いたい。 ( 継続 )( 羽村市 )( 青梅市 )

#### キ 青梅・東青梅駅間複線化の促進

本区間については、単線となっているため、両駅での電車交換待ち合わせや運行本数の限定など、青梅線全体の輸送力増強等の障害となっています。複線化の促進を強く要望する。 ( 継続 )( 青梅市 )

#### ク 青梅駅のホーム増設

東青梅駅以西の単線により阻害されている運行本数の限定や青梅駅での分離

運転に伴う待ち時間の解消などに資するよう青梅駅のホーム増設による対応を強く要望する。(継続)(青梅市)

ケ 踏切安全装置の改良

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの改良を願いたい。(継続)(青梅市)

コ 川井・古里・鳩ノ巣・白丸駅のバリアフリー化

川井・古里・鳩ノ巣・白丸の各駅には階段があり、車椅子等での利用には障害となっている。そのため、構内のバリアフリー化をお願いしたい。特に、鳩ノ巣駅では、ホームが上下線で分かれていることから、現在改札口のない上りホームに出入り口の整備を願いたい。(継続)(奥多摩町)

(2) 八高線の改善について

ア 八高線新駅の開設

拝島駅と東福生駅との間は、2.9キロメートルあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれる。

複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画を願いたい。

(継続)(福生市)

イ ラッシュアワーの列車増発

ラッシュアワーを中心に列車の増発を図られたい。特に夜間、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島発の下り電車においては、平成21年3月のダイヤ改正により、箱根ヶ崎行きが増発され時間短縮が図られたが、それでも18時34分後は19時9分と35分もの待ち時間となっており、改善が望まれている。また、朝の時間帯における、拝島駅での東京行直通電車への乗り継ぎがスムーズに行われるよう要望する。(継続)(瑞穂町)

(3) 八高線、五日市線の複線化の推進について

八高線、五日市線の複線化の実現およびこれに伴う駅舎の改善を願いたい。

(継続)(福生市)

(4) 三線共通の改善について

ア 踏切幅の改善

公道と交差している踏切道の内、道路に比べて踏切部分が狭くなっている踏切道は、歩行者の安全確保と交通の円滑化を図るため、現道幅員まで拡幅改良を願いたい。(継続)

圏域内にある一部踏切について、幅員が狭小であるので、歩行者の安全が確

保されるよう改善を図られたい。( 継続 )

イ 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていない。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便を図られたい。( 継続 )

ウ トイレのアメニティ化

西多摩地区は観光客も多いため、駅トイレについては、アメニティトイレとして整備、改善を願いたい。( 継続 )

エ JR利用者の駐輪場対策

駅周辺の駐輪場利用者は、電車利用の乗降者であることから、各自治体と協議し、駐輪場を整備されたい。( 継続 )

オ 軌道のロングレール化

軌道をロングレール化し、車両の乗り心地を改善するとともに、エネルギー省力化及び沿線の鉄道騒音の緩和と運転効率の向上を図られたい。( 継続 )

カ ホームの車両乗車位置の明示

ホームのどの場所に扉の位置が来るのか明示していないため、整列乗車ができている。特に混雑する朝の時間帯は、乗降しやすくなるよう、また、デイトタイムには先にホームに並んだ利用者に着席の確率が高くなるよう、乗車位置を明確にされたい。( 継続 )

キ 発車時等の表示の改善

ホームには、発車時刻表示板が設置してあるが、字が小さく一目で分からない。高齢化社会の進展等を考慮し、各駅ホームにも中央線ホームなどに見られる電光掲示式の発車時刻表示を設置し、行き先(立川、東京等)、発車時刻、快速・特快の区分が、一目でわかるよう改善を図られたい。( 継続 )

ク JR敷地内の雑草等の除去

JR敷地内の雑草等が道路の通行部分までせり出して生い茂り、歩行者、車両等の通行の妨げとなっている。道幅が狭くなり、また視界も悪くなるため、特に歩行者などに危険な状況となっており、草木が生い茂る初夏から早秋にかけて苦情も寄せられている。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート(一部施工済み)の設置を実施されたい。

あわせて、ごみについても随時回収し環境整備に努められたい。( 継続 )

ケ A E Dの設置について

乗降客の安全確保のために、現在改札事務室内に設置しているA E D(自動体外式除細動器)を駅員が不在の時でも利用できるようにコンコースに設置されたい。(継続)

コ 観光客の集客について

観光客の増加を図るため、西多摩地域において、駅からハイキングなどJR主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充を要望する。(新規)

以 上

( 2 ) 東京電力株式会社の計画停電に伴う鉄道事業者への緊急要望

ア 要望書の提出等

東北地方太平洋沖地震に伴い東京電力株式会社の行う計画停電実施（実施予定）期間の列車の運行について、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ平成23年3月31日付で要望書を提出した。

[ 要望書 ]

22 西広協第 76号

平成23年3月31日

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 八王子支社長

出口 秀 己 殿

西多摩地域広域行政圏協議会

会 長 竹 内 俊 夫

J R 青梅線（拝島駅以西）・五日市線・八高線に関する緊急要望

標記のことにつきまして、下記のとおり早急に対処していただきたく、お願い申し上げます。

記

東北地方太平洋沖地震に伴い東京電力株式会社の行う計画停電実施（実施予定）期間の列車の運行については、貴社におかれましても電力の供給制限の中、大変な御苦労をされていることと存じます。

御存知のとおり、西多摩地域の各市町村住民にとっては、貴社の路線が大変重要なものとなっており、地域によっては、唯一の公共交通手段となっているところもあります。

今回の計画停電については、各市町村にも電車の運行に対する苦情や問い合わせ、代替輸送の要望などが多く寄せられております。

また、運転見合わせに伴い、自動車等で移動を行うことは、各家庭に新たな経済的負担を生じることとなり、住民の電車運行に対する要望が大変強くなっております。

今後も計画停電や、夏季・冬季の電力供給調整も予定されていると聞いております。

電力不足等による、J R 青梅線（拝島駅以西）・五日市線・八高線の運転本数の削減

については、今般の状況も考慮し、不本意ながら承知せざるを得ないとは存じますが、地域住民の意向から通勤・通学者の足を確保することを第一義に考え、特に朝夕の時間帯には計画停電が実施された場合であっても、運転見合わせを行うことなく、少なくとも1時間に1本、あるいは1編成の往復運転を行うなど運行に対する御配慮を強く要望いたします。

以 上

西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市長	竹内俊夫
福生市長	加藤育男
羽村市長	並木 心
あきる野市長	臼井 孝
瑞穂町長	石塚幸右衛門
日の出町長	橋本聖二
檜原村長	坂本義次
奥多摩町長	河村文夫

## 4 共同事業

### (1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るため、第20回西多摩地域広域行政圏体育大会を実施した。

ア 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等15種目の競技を実施。

イ 開催日 平成22年11月21日（日）

ウ 会 場 瑞穂町と羽村市の体育施設

エ 参加者数 1,666人

#### [ 開催要項 ]

##### 1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

##### 2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図ることを目的とする。

##### 3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

##### 4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

##### 5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

##### 6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。

- 第1ブロック 青梅市、奥多摩町
- 第2ブロック あきる野市、檜原村
- 第3ブロック 福生市、日の出町
- 第4ブロック 羽村市、瑞穂町

- (3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。
- (4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。
- (5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

#### 7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

- (1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。
- (2) 大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。
- (3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

- ア 実施要項
- イ その他重要事項

#### 8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

### [ 第20回体育大会実施要項 ]

#### 1 主催

西多摩地域広域行政圏協議会  
西多摩地域体育協会連絡協議会

#### 2 後援

東京都

#### 3 主管

この大会は、第4ブロック（瑞穂町、羽村市）で主管し、運営は実行委員会を設置して行う。

#### 4 実行委員会事務局

瑞穂町教育委員会事務局社会教育課（瑞穂ビューパーク・スカイホール）  
場 所 瑞穂町大字箱根ヶ崎2475番地  
電 話 042 - 557 - 7071

## 5 大会期日

平成22年11月21日(日)

## 6 開・閉会式

### (1) 総合開会式兼前夜祭

日 時 平成22年11月17日(水)午後6時30分

会 場 瑞穂ビューパーク・スカイホール 大ホール・小ホール  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2475番地

なお、競技種目別の開会式は、大会当日に行う。

### (2) 総合閉会式

日 時 平成21年11月21日(日)午後5時

会 場 瑞穂ビューパーク・スカイホール小ホール  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2475番地

## 7 競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

バレーボール (家庭婦人)	ソフトテニス (男女別団体戦)
剣 道 (個人戦)	ファストピッチソフトボール (男女別)
バドミントン (男・女ダブルス団体戦)	スローピッチソフトボール (男子)
テ ニ ス (男女別団体戦)	軟 式 野 球 (男子)
ゲートボール (団体戦「混成可」)	陸 上 競 技 (ロードレース)
インディアカ (男女別)	グラウンドゴルフ (団体戦・個人戦「男女別」)
卓 球 (男女別団体戦)	サッカー
綱 引 き (男女別)	

## 8 競技実施要項

(1) 各競技種目別団体長は、競技実施要項を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会事務局へ提出する。

(2) 競技実施要項に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 競技種目(種別)	キ 申込期日
イ 日 時	ク 監督会議
ウ 会 場	ケ 問い合わせ先
エ 競技規則及び方法	コ 注意事項
オ チーム編成	サ その他
カ 参加資格	

## 9 参加資格

- (1) 出場選手は平成22年9月1日現在、18歳以上の者とし、それぞれの市町村に在住又は在勤している者で、各市町村体育協会若しくは各市町村教育委員会の推薦する者とする。なお、細目については各競技種目別要項において定める。
- (2) 監督及びコーチについては、当該市町村に在住又は在勤しない者も参加可能とする。
- (3) 大学生、専門学校生、高校生は、出場できない。
- (4) 選手は、1つの競技種目のみ申込みできる。

## 10 参加申込み

- (1) 各市町村体育協会会長は、定められた日までに、所定の用紙により実行委員会事務局へ提出すること。
- (2) 申込み内容の変更は、競技別実施要項で定める。

## 11 参加料

参加料は、徴収しない。

## 12 表彰

- (1) 表彰式は、各競技種目別に競技会場で行う。
- (2) 団体種目の成績1位から3位のチームに賞状、カップを授与する。ただし、カップは持ち回りとする。
- (3) 前年度の1位から3位チームは、各競技種目の開会式においてカップを返還する。

## 13 参加賞

大会役員及び選手に参加賞を授与する。

## 14 その他

- (1) 大会当日の応急処置はいたしますが、以後の責任は負いません。
- (2) 大会本部において、大会参加者については、スポーツ傷害保険に加入いたします。

## 15 実施期日

この要項は、平成22年7月16日から実施する。

# 第20回西多摩地域広域行政圏体育大会選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

(単位:人)

種目	青梅市		福生市		羽村市		あきる野市		瑞穂町		日の出町		檜原村		奥多摩町		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
1 バレーボール	15	15	13	13	13	13	13	13	13	13	15	15	11	11	10	10	103
2 剣道	11		3		5		11		4		0		0				34
3 バドミントン	10	6	8	9	10	10	10	10	10	5	0	0	0	0	8	6	102
4 テニス	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	0	0			121
5 ゲートボール	6	6	10	4	10	2	13	2	12	12	6	10	3	8	6	8	106
6 インディアカ	8	13	8	17	7	11	12	12	6	12	6	15	0	0			115
7 卓球	9	9	9	9	6	7	9	9	6	9	10	10	0	0	6	6	104
8 綱引き					0		7	7		0			0	0	15	8	48
9 ソフトテニス	12	9	12	8	12	9	12	7	12	8	0	0	0	0			101
10 ファストピッチソフトボール	20	20	20	21	23	21	21	21	17	17	18	16	0	0	20	20	234
11 スローピッチソフトボール	21		20		20		22		18		24		18		20		163
12 軟式野球	20	20	20	20	21	21	22	22	20	20	20	20	20	20	21	21	164
13 陸上競技 <small>(ロード)</small>	6	2	10	3	17	17	4	2	5	1	1	1	0	0	3	3	71
14 グラウンドゴルフ	10	5	8	7	14	1	6	4	8	7		0	0	0	6	4	80
15 サッカー	19	19	21	21	21	21	20	20	19	19	20	20	0	0			120
合計	162	95	159	101	186	109	160	76	135	94	116	66	41	19	105	42	1,666

## 2 種目別参加チーム数

(単位：チーム)

種 目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合 計
バレーボール	1	1	1	1	1	1	1	1	8
剣 道	1	1	1	1	1				5
バドミントン	1	1	1	1	1			1	6
テ ニ ス	男子	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1	1	1	1			6
ゲートボール	2	2	2	2	2	2	2	2	16
インディアカ	男子	1	1	1		1	1		5
	女子	2	2	2	2	2	2		12
卓 球	男子	1	1	1	1	1	1	1	7
	女子	1	1	1	1	1		1	6
綱 引 き	男子			1				2	3
	女子			1	1			1	3
ソフトテニス	男子	1	1	1	1	1			5
	女子	1	1	1	1	1			5
ファストピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	1	7
	女子	1	1	1		1	1		5
スローピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	1	8
軟 式 野 球	1	1	1	1	1	1	1	1	8
陸 上 競 技	1	1	1	1	1	1		1	7
グラウンドゴルフ	1	1	1	1	1			1	6
サ ッ カ ー	1	1	1	1	1	1			6
合 計	21	21	23	20	21	15	5	14	140

### 3 総合開会式兼前夜祭及び閉会式出席状況

(単位：人)

市 町 村 名 等	総合開会式兼前夜祭		総合閉会式	
	対象者	出席者	対象者	出席者
青 梅 市	19	19	10	8
福 生 市	26	22	10	7
羽 村 市	25	21	10	10
あ き る 野 市	22	17	12	7
瑞 穂 町	18	17	15	14
日 の 出 町	18	17	8	6
檜 原 村	16	16	6	3
奥 多 摩 町	16	15	9	6
各 競 技 種 目 別 主 管 団 体 長	15	7	15	15
東 京 都 関 係	3	1		
東 京 都 市 町 村 体 育 協 会 連 合 会	1	1		
衆 議 院 議 員	2	2		
東 京 都 議 会 議 員	3	3		
表 彰 者 ( 西 多 摩 地 域 体 育 協 会 連 絡 協 議 会 功 労 者 )	8	7		
西 多 摩 地 域 広 域 行 政 圏 協 議 会 事 務 局	3	3	3	3
合 計	195	168	98	79

#### 総合開会式兼前夜祭

11月17日(水)午後6時30分

瑞穂ビューパーク・スカイホール「大ホール」、「小ホール」

#### 総合閉会式

11月21日(日)午後5時00分

瑞穂ビューパーク・スカイホール「小ホール」

4 競技結果

競技種目		優勝	準優勝	第3位	第3位
バレーボール		青梅市	あきる野市	福生市	羽村市
剣道		渡辺秀介(青)	井上一彦(青)	渋川大輔(青)	神田士郎(福)
バドミントン		福生市	あきる野市	青梅市	
テニス	男子	青梅市	福生市	あきる野市	羽村市
	女子	青梅市	羽村市	瑞穂町	あきる野市
ゲートボール		青梅市 B	福生市 A	あきる野市 A	檜原村 B
インディアカ	男子	青梅市	瑞穂町	羽村市	
	女子	福生市 B	福生市 A	瑞穂町 A	あきる野市 B
卓球	男子	青梅市	福生市	あきる野市	奥多摩町
	女子	青梅市	瑞穂町	羽村市	福生市
綱引き	男子	奥多摩町 B	奥多摩町 A		
	女子	奥多摩町	あきる野市		
ソフトテニス	男子	青梅市	羽村市	あきる野市	福生市
	女子	青梅市	あきる野市	瑞穂町	福生市
ファストピッチソフトボール	男子	福生市	日の出町	あきる野市	羽村市
	女子	福生市	日の出町	羽村市	青梅市
スローピッチソフトボール	男子	瑞穂町	福生市	檜原村	羽村市
ロードレース- 一般男子	10 km	宮本幸司郎(福)	中島輝雄(羽)	須田 誠(羽)	
"	40歳代男子	5 km	寺嶋正美(羽)	岩田道也(羽)	安藤真二(福)
"	50歳代男子	5 km	岡崎安隆(羽)	武田悦男(あ)	田中友道(あ)
"	60歳以上男子	5 km	真下芳和(日)	小作富雄(福)	根岸秀暢(青)
"	一般女子	10 km	藤島理恵子(あ)	黒沢小百合(青)	須崎円日(羽)
"	40歳代女子	5 km	大沢亜弓(福)		
"	50歳以上女子	5 km	本多春江(あ)	武田和代(青)	福田みどり(羽)
軟式野球		福生市	日の出町	瑞穂町	羽村市
グラウンドゴルフ	団体戦	福生市	瑞穂町	青梅市	
	個人	男子	栗原金治(瑞)	原島 栄(青)	岩田信雄(福)
		女子	山内弘子(福)	松本則子(羽)	金子光江(福)
サッカー		青梅市	羽村市	瑞穂町	

( 2 ) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成 1 4 年 1 0 月から開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、引き続き周知用ポスターとパンフレット(改訂版)を作成した。

ア 周知用ポスター 1 6 0 枚  
 イ 周知用パンフレット 8 , 0 0 0 部  
 ウ 市町村立図書館 3 5 館  
 エ 平成 2 2 年度広域利用登録者数 2 , 5 4 1 人  
 内訳

一般 2 , 1 4 0 人 児童 4 0 1 人

オ 平成 2 2 年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名	利用者数	貸出数(冊・件)				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	合計
青梅市	16,842	21,386	7,331	3,100	12,144	43,961
福生市	26,591	50,889	32,460	6,230	6,314	95,893
羽村市	16,565	38,980	9,135	5,430	8,654	62,199
あきる野市	18,731	38,723	16,373	6,496	6,463	68,055
瑞穂町	1,026	2,317	983	308	458	4,066
日の出町	1,034	2,441	334	170	0	2,945
檜原村	220	504	220	132	112	968
奥多摩町	543	974	120	68	7	1,169
合計	81,552	156,214	66,956	21,934	34,152	279,256

カ 事業経費

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

408 千円

[ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱 ]

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館(以下「図書館」という。)の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

( 広域利用の実施 )

第 2 条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施(以下「広域利用」という。)する。

( 図書館の範囲 )

第 3 条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

( 利用者の範囲 )

第 4 条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

( 条例・規則等の遵守 )

第 5 条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

( 資料の返却 )

第 6 条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

( 個人情報の保護 )

第 7 条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

( 連絡会議 )

第 8 条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第 9 条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

[ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目 ]

第 1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第 10 条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第 2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第 3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第 4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

第 5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する、なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第 6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

( 3 ) 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査委託事業

西多摩地域には公立病院（青梅市立総合病院、公立福生病院、公立阿伎留医療センター、奥多摩病院）が4か所あり、今後、公立病院間の連携と役割分担等について検討していくための基礎資料とする調査報告書を作成した。

ア 作成期間 平成22年6月25日から平成23年2月28日

イ 作成部数 100部

ウ 経費 4,895千円

エ 調査概要

調査概要については、次のとおりである。

(ア) 外部環境調査

- ・ 二次保健医療圏の概況
- ・ 人口動態
- ・ 患者受療動向
- ・ 西多摩地域の医療機関・医療機器配置状況について

(イ) 内部環境調査

- ・ 経営状況概要
- ・ M D C 別診療状況
- ・ 各病院の経営課題

(ウ) 幹部ヒアリング調査

- ・ 調査の目的・手法
- ・ ヒアリング結果概要

(エ) 公立病院の連携と役割分担に向けた今後の検討

- ・ 連携と役割分担に向けた課題
- ・ 検討事項と推進体制

(4) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業実施した。22年度も引き続き協定に基づき消費者と事業者との間に生じた苦情の処理のため、消費生活相談広域連携事業を実施した。

平成22年度市町村別消費生活相談件数、( )内は前年度

単位：件

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	35 (40)	5 (0)	38 (51)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (93)
来庁相談	11 (8)	1 (0)	3 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	17 (13)
合計	46 (48)	6 (0)	41 (53)	5 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	99 (106)

事業経費

0 円

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

- 2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において

協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

## 5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの運用

### (1) ホームページの運用

平成13年12月から運用を開始した西多摩地域広域行政圏協議会ホームページにより、広域行政圏協議会の市町村連携から生まれる地域の活力や魅力を、住民や関係団体が発見・確認できるよう、西多摩の広域的な連携活動並びに圏域の自然環境・歴史文化資産等を圏域内外に紹介している。併せて、掲載している情報を更新した。

## 6 後援名義の使用承認

### (1) 22年度承認事業

#### ア 第19回青梅舞台芸術フェスティバル

- (ア) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
- (ウ) 実施期間 平成22年7月4日から平成22年10月24日まで
- (エ) 実施場所 青梅市民会館他
- (オ) 実施内容 ふれあい音楽祭、青少年演劇祭等を実施
- (カ) 承認期間 承認した日から平成22年10月24日まで

#### イ 秩父多摩甲斐国立公園指定60周年&山のふるさと村開園20周年記念音楽祭

- (ア) 申請者 奥多摩町長
- (イ) 主催団体 奥多摩町
- (ウ) 実施期間 平成22年11月7日
- (エ) 実施場所 東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」
- (オ) 実施内容 奥多摩郷土芸能、地元中学生プラスバンド等の演奏を実施
- (カ) 承認期間 承認した日から平成22年11月7日まで

### (2) 西多摩地域広域行政圏協議会后援名義使用承認取扱規程

#### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (承認の基準)

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反

しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

(承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。

(3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。

(4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。

(2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。

(3) この規程に違反したとき。

(4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。

(5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

7 平成22年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算

(1) 総括表

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	備 考
収入 済 額	7,788,627	4,703,809	
支出 済 額	6,181,174	3,029,955	
差 引 残 額	1,607,453	1,673,854	

差引残額の1,607,453円は、23年度へ繰り越す。

イ 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	備 考
収入 済 額	8,000,000	8,000,000	
支出 済 額	8,000,000	8,000,000	
差 引 残 額	0	0	

ウ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	備 考
収入 済 額	660,760	735,000	
支出 済 額	408,240	408,240	
差 引 残 額	252,520	326,760	

差引残額の252,520円は、23年度へ繰り越す。

エ 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業特別会計

(単位：円)

区 分	本 年 度	前 年 度	備 考
収入 済 額	4,894,500	0	
支出 済 額	4,894,500	0	
差 引 残 額	0	0	

( 2 ) 歳入歳出決算事項別明細書

ア 一般会計

( 歳 入 )

( 単位 : 円 )

科 目	当初予算額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	6,106,000	6,106,000	0			市町村負担額
1 負担金	6,106,000	6,106,000	0			青 梅 市 1,725,000
1 負担金	6,106,000	6,106,000	0	1 負担金	6,106,000	福 生 市 879,000
						羽 村 市 844,000
						あ き る 野 市 1,101,000
						瑞 穂 町 597,000
						日 の 出 町 404,000
						檜 原 村 259,000
						奥 多 摩 町 297,000
2 繰越金	1,401,000	1,673,854	272,854			
1 繰越金	1,401,000	1,673,854	272,854			
1 繰越金	1,401,000	1,673,854	272,854	1 前年度繰越金	1,673,854	平成 2 1 年度からの繰越金 1,673,854
3 諸 収 入	10,000	8,773	1,227			
1 預 金 利 子	1,000	0	1,000			
1 預 金 利 子	1,000	0	1,000	1 預 金 利 子	0	普通預金利子収入 0
2 雑 入	9,000	8,773	227			
1 雑 入	9,000	8,773	227	1 雑入	8,773	雇用保険料 8,773
歳入合計	7,517,000	7,788,627	271,627			

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
1 会 議 費	474,000		474,000			399,970	74,030	1 協議会・副市町村長会経費
1 会 議 費	474,000		474,000			399,970	74,030	食糧費 5,810
1 会 議 費	474,000		474,000	1 報 酬	370,000	334,500	35,500	2 幹事会・事務局会議経費
				11 需用費	104,000	65,470	38,530	食糧費 22,945
								3 部会分科会経費
								食糧費 29,800
								4 審議会経費
								委員報酬 334,500
								食糧費 6,915

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
2 事務費	2,913,000	0	2,913,000			2,107,922	805,078	1 協議会事務局経費
1 事務費	2,913,000	0	2,913,000			2,107,922	805,078	共 済 費 219,653
1 事務費	2,913,000	0	2,913,000	4 共済費	219,653	219,653	0	臨時職員 1,462,500
				7 賃 金	1,508,347	1,462,500	45,847	普通旅費 8,110
				9 旅 費	269,000	8,110	260,890	特別旅費 0
				10 交際費	70,000	11,480	58,520	交 際 費 11,480
				11 需用費	540,000	301,869	238,131	消耗品等 45,459
				12 役務費	72,000	26,230	45,770	印 刷 費 256,410
				14 使用料及び 賃借料	199,000	73,080	125,920	郵 送 料 26,230 賃 借 料 73,080
				19 負担金補助 及び交付金	35,000	5,000	30,000	負 担 金 5,000 広域行政圏整備推進協議会 負担金 5,000 全国広域行政圏事務局長会 議負担金 0
3 活動費	100,000	0	100,000			18,127	81,873	1 要望等活動経費
1 活動費	100,000	0	100,000			18,127	81,873	需 用 費 18,127
1 活動費	100,000	0	100,000	11 需用費	100,000	18,127	81,873	
4 調査研究費	3,930,000	0	3,930,000			3,655,155	274,845	1 広域圏調査研究費
1 調査研究費	3,930,000	0	3,930,000			3,655,155	274,845	車輜借上料 0
1 調査研究費	3,930,000	0	3,930,000	12 役務費	129,000	127,155	1,845	2 西多摩ネットワーク事業費
				13 委託料	3,599,000	3,528,000	71,000	通信運搬費 127,155
				14 使用料及び 賃借料	202,000	0	202,000	保守委託料 42,000
								3 広域行政圏基本計画策定 に要する業務委託経費  委 託 料 3,486,000
5 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳 出 合 計	7,517,000	0	7,517,000			6,181,174	1,335,826	

歳入歳出差引残額 1,607,453 円 23年度へ繰越

平成23年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

## イ 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

( 歳 入 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	8,000,000	8,000,000	0			市町村負担額
1 負担金	8,000,000	8,000,000	0			青 梅 市 2,260,000
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会負担金	8,000,000	8,000,000	0	1 負担金	8,000,000	福 生 市 1,151,000 羽 村 市 1,106,000 あ き る 野 市 1,442,000 瑞 穂 町 782,000 日 の 出 町 530,000 檜 原 村 339,000 奥 多 摩 町 390,000
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	予 算 額	流 用 増 減 額	計	区 分			
1 事業費	8,000,000		8,000,000		8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000		8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000	13委託料	8,000,000	0	西多摩地域広域行政圏 体育大会開催委託料 8,000,000
歳出合計	8,000,000		8,000,000		8,000,000	0	

歳入歳出差引残額 0円

平成23年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

ウ 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	334,000	334,000	0			市町村負担額
1 負担金	334,000	334,000	0			青 梅 市 94,000
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業 負担金	334,000	334,000	0	1 負担金	334,000	福 生 市 48,000 羽 村 市 46,000 あ き る 野 市 60,000 瑞 穂 町 33,000 日 の 出 町 22,000 檜 原 村 14,000 奥 多 摩 町 17,000
2 繰越金	326,000	326,760	760			
1 繰越金	326,000	326,760	760			
1 繰越金	326,000	326,760	760	1 前年度繰越	326,760	平成21年度からの繰越金 326,760
歳入合計	660,000	660,760	760			

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	660,000		660,000		408,240	251,760	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	660,000		660,000		408,240	251,760	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	660,000		660,000	11 需用費	408,240	408,240	251,760 市町村立図書館広域利用 周知ポスター・パンフレット (改訂版)印刷製本費 408,240
歳出合計	660,000		660,000		408,240	251,760	

歳入歳出差引残額 252,520円 23年度へ繰越

平成23年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

工 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 諸 収 入	5,000,000	4,894,500	105,500			(財) 東京市町村自治調査会助成金
1 雑 入	5,000,000	4,894,500	105,500			4,894,500
1 雑 入	5,000,000	4,894,500	105,500	1 助成金	4,894,500	
歳 入 合 計	5,000,000	4,894,500	105,500			

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	5,000,000		5,000,000			4,894,500	105,500	
1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業費	5,000,000		5,000,000			4,894,500	105,500	
1 西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業費	5,000,000		5,000,000	13委託料	5,000,000	4,894,500	105,500	西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する調査事業
歳 出 合 計	5,000,000		5,000,000			4,894,500	105,500	4,894,500

歳入歳出差引残額 0円

平成23年7月8日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 竹内俊夫

## 8 実施計画事業に対する財源確保状況

### (1) 東京都市町村総合交付金(圏域分)充当事業

#### ア 共同事業

(単位：千円)

区分	西多摩地域 広域行政圏 体育大会	西多摩地域広 域行政圏内市 町村立図書館 広域利用事業	計画の策定お よび推進事務		
事業内容	協議会と西多摩 地域体育協会連 絡協議会との共 催により体育大 会を開催	西多摩の市町村 区域内にあるす べての市町村立 図書館の広域利 用を実施	広域行政圏計画 の策定及び事業 実施のための連 絡調整経費	合 計	交 付 金 額
事業費	8,000	408	6,106	14,514	12,138
負担金	8,000	408	6,106	14,514	12,138
青梅市	2,260	115	1,725	4,100	3,430
福生市	1,151	59	879	2,089	1,747
羽村市	1,106	56	844	2,006	1,678
あきる野市	1,442	74	1,101	2,617	2,188
瑞穂町	782	40	597	1,419	1,186
日の出町	530	27	404	961	804
檜原村	339	17	259	615	514
奥多摩町	390	20	297	707	591
負担金交付 金算出の考 え方	均等割 30% 人口割 70% (平成 21.9.1 現在)	均等割 30% 人口割 70% (平成 21.9.1 現在)	均等割 30% 人口割 70% (平成 21.9.1 現在)		

イ 個別事業

(単位：千円)

団 体 名	ソ フ ト 事 業			交 付 金 計
	事 業 名	事 業 費	交付金額	
青 梅 市	ビエンナーレ青梅2011	3,936	1,679	4,473
あ き る 野 市	あきる野映画祭	6,993	1,575	
	広域的コンサート事業 (フレッシュ名曲コンサート)	6,317	1,219	
合 計		17,246		4,473

## 9 西多摩地域広域行政圏計画策定（平成 23～27 年度）

広域行政圏計画・基本構想（平成 13 年策定）および広域基本計画（平成 18 年策定）の計画期間が平成 22 年度をもって終了するため、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年を計画期間とする西多摩地域広域行政圏計画を平成 23 年 3 月に策定した。

新たな計画は、従来の計画の枠組み等に捉われず、西多摩地域の構成市町村による戦略的なテーマに基づく効果的な事業展開（共同事業・協調的事业の実施等）の指針として位置づけ、今後、協議会として取り組むべき課題を定めた。

また、平成 20 年度をもって国の広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことから、これまで毎年ローリングで作成するとされてきた 3 か年間の実施計画については、平成 21 年度から作成せず、平成 20 年度作成の実施計画（平成 21 年度～平成 23 年度）をもって対応した。

別 冊

## 付 属 資 料

### 西多摩地域広域行政圏協議会規約

#### 第 1 章 総 則

##### ( 目 的 )

第 1 条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

##### ( 名 称 )

第 2 条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

##### ( 協議会を設ける市町村 )

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

##### ( 担 任 事 務 )

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

##### ( 事 務 所 )

第 5 条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

#### 第 2 章 組 織

##### ( 組 織 )

第 6 条 協議会は、会長及び委員 7 人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2 年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

##### ( 会長の職務代理 )

第 7 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

##### ( 事 務 局 及 び 職 員 )

第 8 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

### 第3章 会 議

#### ( 会 議 )

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

#### ( 会議の招集 )

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

#### ( 会議の運営 )

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

#### ( 幹事会等 )

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

#### ( 審議会 )

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

### 第4章 財 務

#### ( 経費の支弁の方法 )

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

#### ( 歳入歳出予算 )

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

#### ( 予算の補正 )

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるとき

は、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

## 第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とある

のは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

### (組織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

### (委員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

### (任期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (報酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

### (経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

### (庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

### (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

(平成 6 年 8 月 5 日第 8 条(会議)の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年 2 回定例的に開催し、1 回は全体会議、1 回は代表者会議とする。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。
- 3 全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会(以下「副市町村長会」という。)という。

### (所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

### (組織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

### (事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

### (会議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会(以下「幹事会」という。)という。

### (所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究

### (組織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

### (幹事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

### (会議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

- 2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。
- 3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

### (目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会(以下「部会」という。)という。

### (部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

#### (1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

#### (2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

#### (3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

#### (4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

#### (5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

### (委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長(部長職をおいていない町村については課長)を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および助役会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に  
関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会(以下「部会」という。)を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- ( 1 ) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- ( 2 ) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### ( 2 ) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### ( 2 ) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### ( 3 ) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- ( 1 ) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- ( 2 ) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿

会 長	青 梅 市 長	竹 内 俊 夫	
委 員	檜 原 村 長	坂 本 義 次	( 会長職務代理 )
"	羽 村 市 長	並 木 心	( 監事 )
"	福 生 市 長	加 藤 育 男	
"	あ き る 野 市 長	臼 井 孝	
"	瑞 穂 町 長	石 塚 幸右衛門	
"	日 の 出 町 長	橋 本 聖 二	
"	奥 多 摩 町 長	河 村 文 夫	

西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿

会 長	福 生 市 議 会 議 員	大 野 聰
副 会 長	日 の 出 町 議 会 議 員	清 水 秀 明
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	青 木 雅 孔
"	"	須 崎 昭
"	"	井 村 英 廣
"	福 生 市 議 会 議 員	田 村 正 秋
"	"	増 田 俊 一
"	羽 村 市 議 会 議 員	舩 木 良 教
"	"	露 木 諒 一
"	"	濱 中 俊 男
"	あ き る 野 市 議 会 議 員	市 倉 理 男
"	"	合 川 哲 夫
"	"	澤 井 敏 和
"	瑞 穂 町 議 会 議 員	上 野 勝
"	"	小 池 信 一 郎
"	"	小 川 龍 美
"	日 の 出 町 議 会 議 員	嘉 倉 治
"	"	小 澤 光 雄
"	檜 原 村 議 会 議 員	大 谷 禮 二 郎
"	"	山 寄 源 重
"	"	中 村 甚 繼
"	奥 多 摩 町 議 会 議 員	鈴 木 賢 一
"	"	増 田 ひ さ 子
"	"	前 田 悦 男

西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿

会 長	青 梅 市 副 市 長	下 田	掌 久	
委 員	奥 多 摩 町 副 町 長	村 木	義 雄	( 会 長 職 務 代 理 )
”	福 生 市 副 市 長	坂 本	昭	
”	羽 村 市 副 市 長	北 村	健	
”	あ き る 野 市 副 市 長	萩 原	豊 吉	
”	瑞 穂 町 副 町 長	杉 浦	裕 之	
”	日 の 出 町 副 町 長	細 湊	清	
”	檜 原 村 副 村 長	乙 津	好 男	

西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿

幹 事	青 梅 市 企 画 調 整 課 長	小 山	高 義
”	福 生 市 企 画 財 政 部 長	福 島	秀 男
”	福 生 市 企 画 調 整 課 長	天 野	幸 次
”	羽 村 市 企 画 部 長	桜 沢	修
”	羽 村 市 企 画 課 長	橋 本	昌
”	あ き る 野 市 企 画 政 策 部 長	中 村	正 美
”	あ き る 野 市 企 画 政 策 課 長	尾 崎	喜 己
”	瑞 穂 町 企 画 総 務 部 長	鳥 海	俊 身
”	瑞 穂 町 企 画 財 政 課 長	田 辺	健
”	日 の 出 町 企 画 調 整 担 当 参 事	木 崎	孝 二
”	檜 原 村 企 画 政 策 室 長	乙 津	好 男
”	奥 多 摩 町 企 画 財 政 課 長	加 藤	一 美
事務局長	青 梅 市 企 画 部 長	古 屋	孝 男
事務局次長	—	乙 幡	勤
事務局主任	—	小 峯	勝
事務局員	青 梅 市 企 画 調 整 担 当 主 査	関 根	真 吾
”	福 生 市 企 画 調 整 担 当 主 査	中 島	雅 人
”	羽 村 市 企 画 担 当 主 査	西 尾	洋 介
”	あ き る 野 市 企 画 政 策 課 担 当 主 査	鈴 木	将 裕
”	瑞 穂 町 企 画 係 長	高 橋	幹 夫
”	日 の 出 町 企 画 係 長	岩 崎	浩
”	檜 原 村 企 画 政 策 係 長	藤 原	啓 一
”	奥 多 摩 町 特 命 担 当 主 幹 兼 企 画 調 整 係 長	清 水	信 行

平成23年3月1日現在

## 平成 2 2 年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail [info@nishitama-kouiki.jp](mailto:info@nishitama-kouiki.jp)